

| | |
|--------|--------------------------|
| 問い合わせ先 | 健康福祉局看護専門学校総務課（243-6190） |
|--------|--------------------------|

広島市立看護専門学校授業料の減免

1 支援策の内容

災害により、住家が全半壊等の被害を受けた場合、申請により授業料が全額又は半額減免されます。

2 対象者及び減免内容

- (1) 災害により住家が全半壊または流失（一部を含む）した場合 全額減免
- (2) 災害により住家が床上浸水した場合もしくはそれと同等の被害と認められる場合 半額減免

3 手続きの方法

減免申請書に罹災証明書を添付して提出してください。

4 減免の対象となる授業料

減免が決定した日に納期限が経過していないもの。

5 減免の期間

災害があった月から当該年度末までです。ただし、翌年度に減免を行う必要があると認められる場合は、災害があった月から1年を超えない期間を限度とします。